

滋賀県メディカルコントロール協議会 議事録
(平成 28 年度第 1 回)

1 日時

平成 28 年 6 月 1 日 (水) 14 時 00 分から 14 時 25 分まで

2 場所

滋賀県危機管理センター2 階 災害対策室 10

3 出席者

出席委員：丸山 忠司 委員、藤村 春男 委員、荒川 庄三郎 委員、樋口 孝行 委員、
柏本 正男 委員、笠原 米和 委員、石川 浩三 委員、塩見 直人 委員、
岡林 旅人 委員、立川 弘孝 委員、吉川 浩平 委員、濱上 洋 委員、
市川 正春 委員、越智 眞一 委員、志村 俊治 委員、市川 忠稔 委員、
瀬戸 昌子 委員、江口 豊 委員

代理出席：河池 博 委員 (門西 吉則 氏)

欠席委員：花澤 一芳 委員、嶋村 清志 委員

関係課：清水課長補佐 (滋賀県健康医療福祉部障害福祉課)

事務局：古川参事、吉村副主幹 (滋賀県総合政策部防災危機管理局)

大友課長補佐 (滋賀県健康医療福祉部健康医療課)

4 内容

(1) 会議の公開等について

事務局：本日は、お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。定刻となりましたので、只今から「滋賀県メディカルコントロール協議会 平成 28 年度第 1 回会議」を開会いたします。なお、本日の会議につきましては、滋賀県メディカルコントロール協議会会議公開方針および傍聴要領により公開することとなっております。会議の開催について告知しましたところ、傍聴希望者は、なしとなっております。

(2) あいさつ

事務局：それでは、当協議会の第 4 期目として、また、今年度、第 1 回目の協議会を開催するにあたりまして、滋賀県防災危機管理監の西川から御挨拶を申し上げます。

西川防災危機管理監：

防災危機管理監の西川でございます。委員の皆様には、御多用中のところ、当協議会に御出席たまわりまして、誠にありがとうございます。さて、当協議会は平成 21 年の消防法の改正に伴いまして、平成 22 年 2 月に知事の附属機関として設置され、6 年余りが経過したところです。この間、「傷病者の搬送および受入れに関する実施基準」を策定していただきまして、その後も継続的に検証していただくなど、本県の救急医療行政の推進にご尽力いただいております

ことに対しまして、厚く御礼申し上げる次第であります。皆様には、この4月から当協議会の第4期の委員にご就任していただいたところでございますが、今期におきましても、引き続き、実施基準の検証を行っていただきますとともに、昨年度からの継続審議となっております「指導救命士の認定」についてもご審議を賜りたいと存じます。本県におきます救急搬送と受入れにつきましても、全国に比べ迅速な対応がなされている状況でございますが、この体制をより一層充実させるため、皆様方の御指導と御協力をたまわりますようお願い申し上げます。はなはだ簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(3) 資料確認・出席委員等の紹介

事務局：西川防災危機管理監におかれましては、他の公務の都合のため、ここで退席させていただきます。それでは、まず資料を確認させていただきます。資料につきましては、机の上に配布させていただいております。「席次表」「次第」「資料①」「資料②」「資料③」「資料④」をお配りしておりますが、お手元に揃っておりますでしょうか。続きまして、委員紹介であります。資料③「滋賀県メディカルコントロール協議会（第4期）委員名簿」を御覧いただけますでしょうか。こちらが当協議会の第4期委員のみなさまとなっております。なお、本日の出席いただいている委員のみなさまは、「席次表」のとおりとなっております。出席が18名、欠席が1名、代理出席が1名となっております。次に、「資料②」を御覧いただけますでしょうか。この構成図のとおり当協議会には、「実施基準策定部会」と「メディカルコントロール部会」を置いております。当部会委員については、本日、第4期会長を選出していただいた後に決定し、各委員にお知らせいたします。

(4) 第4期会長の選出および会長代行の指名について

事務局：それでは、議題に入りたいと思います。一つ目の議題は、当協議会の第4期会長の選出および会長代行の指名についてでございます。「資料①」の滋賀県メディカルコントロール協議会設置要綱を御覧いただけますでしょうか。要綱第4条におきまして、「協議会に会長を置く」こと、「会長は委員の互選により選出する」こととされております。まず、第4期の会長の選出について皆様にお諮りさせていただきます。皆様、いかがでしょうか。

江口委員：石川先生が適任と考え、推薦させていただきます。

委員：(異議なし)

事務局：只今、石川委員を御推薦いただきましたが、皆さま、よろしいでしょうか。賛成いただける方は挙手をお願いします。

委員：(挙手)

事務局：ありがとうございます。只今、全員の賛成をいただきましたので、石川委員に第4期の会長をお願いいたします。それでは、これからの議事の進行については、要綱第6条第3項の規定により、石川会長に議事の進行をお願いしたいと存じますので、石川会長、会長席の方へ移動をお願いします。

石川会長：只今ご指名をいただきました大津日赤の石川でございます。微力ながら、当協議会の運営と発展に尽力したいと思っております。ひいては滋賀県下の救急医療についての発展にも力を注ぎたいと思っておりますので、どうぞみなさま、ご支援のほどよろしく願いいたします。それでは、お手元の次第に従って議事を進行してまいりたいと思っております。会議の円滑な運営に御協力のほどよろしく願いいたします。では、議題（１）「会長代行の指名について」事務局より説明をお願いいたします。

事務局：会長代行の指名についてであります。要綱第４条第４項の規定におきまして「会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代行する」こととされております。つきましては、石川会長からご指名いただきたいと存じます。石川会長、いかがでしょうか。

石川会長：救急医療の学識経験者であり、第３期の会長代行を務めていただきました滋賀医大の江口先生をお願いしたいと思っております。いかがでございましょうか。もしよろしければ、拍手をお願いします。

委員：(拍手)

石川会長：それでは、江口委員を会長代行に決定させていただきたいと思っております。江口先生、どうぞよろしく願いいたします。

江口委員：よろしく申し上げます。

(５) 協議会および部会の年間スケジュール（予定）について

石川会長：それでは、次に議題（２）「協議会および部会の年間スケジュールについて」です。事務局より説明をお願いします。

事務局：事務局の吉村と申します。昨年度に引き続きまして、県のMC協議会の事務局を担当させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。それでは、私から議題（２）協議会および部会の年間スケジュールについて、資料４に基づいてご説明申し上げます。資料７ページの資料４をご覧ください。平成28年度年間スケジュール（予定）としております。まず、今年度のスケジュールといたしまして、協議会、実施基準策定部会、メディカルコントロール部会の３つに分けて記載しております。順番に説明申し上げます。まず、協議会につきましては、本日、第１回の会議ということで開催しております。議題については、次第のとおり、第４期会長の選出および会長代行の指名について、あと、この年間スケジュールについて、ということで挙げております。第２回につきましては、今年度末になりますが、３月を予定しております。議題としましては、部会、これは実施基準策定部会およびメディカルコントロール部会ともにですけれども、検証なり協議結果等の報告をさせていただいて、またみなさまにご承認いただきたいというふうに考えております。続きまして、実施基準策定部会についてです。予定としては、１回の予定という形にしております。この部会とメディカルコントロール部会につきましても、基本的には部会長をこの後決めさせていただいて、具体的には部会長と調整をしたうえで、実施回数なり実施時期は決定させていただきますので、あくまで予定ということでご報告させていただきます。実施基準策定部会につきましては、平成29年２月頃という

ことで、議題については、通常、この実施基準策定部会はここに挙がっている4つの議題を協議、検討、検証しております。最後の4つ目の「平成27年中の救急搬送における医療機関の受入状況等実態調査の結果について」、これが概ね年末、12月頃に消防庁から出ますので、それを受けての開催ということで、予定としては2月頃を予定しております。続きまして、メディカルコントロール部会についてです。こちらについては、1回ないしは2回の予定としております。第1回については、あくまで事務局の予定として8月頃を目途に、年度の前半で1度部会を実施したいというふうに考えております。議題につきましては、先ほど冒頭の防災監のあいさつにもございましたが、指導救命士についてでございます。これは昨年度からの継続審議という形になっておりますので、今年度の部会の中でより審議を深めてまいりたい、そして今年度中に認定基準を策定したいと考えております。続きまして2つ目ですが、「薬剤投与（心肺機能停止前）の講習の実施時期および担当講師について」ということで、これは昨年度、この講習を県MC協議会主催ということで2回実施しております。平成27年の11月から12月にかけて2回の実施をしております。昨年度の部会の中で、27年度だけでは終われない消防本部があるということで、平成28年度、今年度におきましても、1回実施するという形で昨年度の中で決定しております。これで、県MC協議会の主催としての講習については最後ということになります。なお、実習につきましては、各消防本部での実施という形で昨年度も対応いただいております。メディカルコントロール部会につきましては、指導救命士の認定基準等について、審議の進捗状況によりまして、1回が2回、もしくは、また増える可能性もございますけれども、進捗状況に合わせて開催させていただくこととなります。あと、2つ目に申しあげました薬剤投与（心肺機能停止前）の講習につきましては、各消防本部からの意見を聞いてますと、年度の後半くらいが実施時期になる見込みです。また、時期につきましては、各消防本部および担当いただきます講師の方との調整のうえ、時期なりを決定させていただきたいと思っております。今年度の年間スケジュールについては以上になります。続きまして、8ページ、9ページをご覧ください。こちらには、今期から新たに委員に就任いただいている方もおられますので、参考資料としまして、過去3年間の協議会および部会の開催状況について記載しております。あくまで参考資料として付けております。8ページが、27年度、26年度、9ページの中段から25年度という形で記載しております。詳細については、この場では特段ご説明申し上げませんが、協議会については年1回の実施という形で過去3年間しております。今期につきましては、会長を選出するというごさいましたので、この時期の開催とさせていただきます。あと、年度末の開催ということで、今年度については2回の開催という形になっておりますが、例年は年度末の1回という形です。続いて、実施基準策定部会については、1回もしくは2回の実施、メディカルコントロール部会についても1回もしくは2回の実施ということで、これは部会での審議内容によって回数は部会長と調整のうえ、決定させていただいているという形になります。あくまで、参考資料として目を通していただければと思います。今年度の年間スケジュールに

つきましては以上になります。

石川会長：ありがとうございます。只今、事務局から説明がありましたが、この内容につきまして皆様のご意見やご質問がございましたら発言をよろしくお願ひします。それでは、みなさんで再確認ですが、協議会は今日が1回目で、あとは例年どおり来年の3月の予定、実施基準策定部会は来年の2月頃、メディカルコントロール部会は、多分、1、2回、2回くらいになるかと思いますが、1回目が8月くらいに予定しているということになっております。特にMC部会の方は、指導救命士の継続審議のものがありますので、これは今年度中には何とか決定したいと思っておりますし、是非ともみなさんのご協力をお願いしたいと思っております。というような予定になっておりますが、よろしいでしょうか。では、その心づもりでよろしくお願ひいたします。

(6) その他

石川会長：それでは最後に、3「その他」ということですが、事務局から何かございますでしょうか。

事務局：それでは、その他といたしまして、2点ございます。まず、1点目ですが、みなさまにお配りしました資料①「滋賀県メディカルコントロール協議会設置要綱」でございますが、これの2ページのところの付則のところの一番下に書いてあるとおり、平成28年4月1日から施行するというので、一部、今年度の4月1日から改正をしております。その改正した箇所は、1か所だけになります。第8条（庶務）のところですが、「協議会の庶務は、総合政策部防災危機管理局および健康医療福祉部健康医療課において処理する」という形にしております。ここは、改正前が、「協議会の庶務は、防災危機管理局および健康医療福祉部健康医療課…」という記載になっておりました。今年度、県の組織の改編に伴いまして、防災危機管理局が総合政策部の中に入ったことによる改正ということですので、どちらかと言いますと、事務的な改正をしております。これが、平成28年4月1日での改正箇所になりますので、この場でご報告させていただきます。続いて、もう1点ですが、甲賀の地域MC協議会から専門委員の増員について提案を受けておりますので、この場で事務局の方から説明をさせていただきます。みなさまのお手元には資料等はございませんが、見ていただく資料が、資料の①「設置要綱」をご覧ください。そもそも専門委員についてですけれども、専門委員とは資料①「設置要綱」第5条の第1項のとおり、協議会に専門事項を調査審議させる必要があるときは、専門委員を置くことができる、という形になっております。同条第2項で会長が任命をする、という形の規定となっております。当協議会については、従前から、先程から申しておりますとおり、2つの部会、実施基準策定部会とメディカルコントロール部会を設置しております。この規定の2ページになりますが、第7条第2項の規定に基づいて、「各部会に属する委員および専門委員は当協議会会長が指名する」ということで、会長が指名をして、部会で審議、検討を行っているということになっております。今回、甲賀の地域MC協議会から提案をいただきましたのは、この専門委員を増員することについて提案をいただいているという形になります。

現在、甲賀広域行政組合消防本部では、公立甲賀病院において、気管挿管の病院実習を行っておられまして、そこで指導されています指導医の方から、今後とも継続して気管挿管病院実習および気管挿管の認定救急救命士を養成するには、病院での実習をより安全に行い、事故が発生しないようにすることが不可欠であり、このためには、指導医であります麻酔科医の意見を取り入れた実習を進めることが今後の気管挿管実習には必要で、併せて、救急現場での気管挿管の処置に対するプロトコールの策定、検証におきましても、指導医である麻酔科医の意見を反映させていただきたい、というご意見をいただいております。今後、県のメディカルコントロール協議会の部会におきまして、麻酔科医を専門委員として任命いただき、指導医であります麻酔科医の意見を反映できる体制の整備をお願いできないでしょうか、ということで提案をいただいております。このことについて、先程も申しましたとおり、専門委員につきましては、会長の指名という形になっておりますので、会長の方でご検討いただきたいと思います。以上です。

石川会長：ありがとうございます。2点の報告ですが、1点目は庶務の規定の変更ということで、これは組織改編に伴うものですから、報告ですね。もう1点の専門委員の増員ですが、麻酔科のドクターを専門委員にして増員していただきたいということですが、実際に甲賀では臨床実習の場に入っていただいてやってもらってますので、ごもっともな意見だと思いますが、何かご意見はございますでしょうか。特に異論がなければ、会長の方で指名させていただきたいと思います。ご了解いただけますでしょうか。

各委員：(了解)

石川会長：では、あらためて私の方から指名させていただくことにします。ご了解、ありがとうございます。本日の予定としては、これで終わりなんですけど、他に何かご意見等ございますでしょうか。

越智委員：滋賀県医師会の越智でございます。特にメディカルコントロール協議会だからというわけではないのですが、消防の方にもアナウンスをしたいので少しお話しさせてください。昨年度、CBRNE（シーバーン）の講習をやらせていただきました。ケミカル、バイオロジカル、レジエーション、エクスプロージョンなど、そのあたりのテロということが十分考えられますけれども、比較的、爆発物であるとか核というのは、起こった時にすぐわかるんですけども、生物学的テロというのは、起こりがはっきりしない、臨床の場において、私どものような一つの診療所では、変な言い方ですが、見逃す自信があります。ただ、非常に重症化した場合、救急で搬送されることが非常に多いと思いますので、救急隊で変な患者をたくさん運んだぞという情報がどこかに集約できないかなと思っております。一番有名なのは炭疽菌を封筒に入れたテロですが、我々、臨床の場ではほとんどお目にかかることがないようなバイオテロということがありますので、その対策をお願いしたいと思っております。その対策のためには講習が必要なもので、昨年と同じように8月にCBRNE（シーバーン）の研修会をさせていただきたいと思います。広く消防にも声をかけさせていただいて、参加をしていただければというふうに考えております。詳しくは、

また送らせていただきますけれども、ライズウィル都賀山で、昼食をはさむ形になりますが、午前、午後でやらせていただきますので、参加費はタダということにさせていただきますと思います。以上でございます。

石川会長：ありがとうございます。県医師会よりCBRNE（シーバーン）の講習会のお知らせということでございます。その案内は、また改めてしていただけるということだそうです。みなさん、よろしくお願ひしたいと思います。他に何かございますでしょうか。

委員：（意見等なし）

石川会長：それでは、これで、本日の協議会を閉会にしたいと存じます。会議の進行に御協力いただき、ありがとうございました。本日から、私が会長を仰せつかりましたので、2年間、みなさまのご支援をいただきまして、この会の運営をさせていただきますと思います。どうぞ2年間、よろしくお願ひいたします。それでは、事務局にお返しします。

事務局：委員の皆様方におかれましては、ご多忙なところ、お時間をいただきありがとうございました。これもちまして、本日の会議を閉会いたします。ありがとうございました。